

NPO法人グラミーゴ奈良三笠
賛助会員及び店舗型会員規則

第1条〔名称〕

名称を特定非営利活動法人グラミーゴ奈良三笠賛助会員（以下、会員）と称する。

第2条〔目的〕

会員はスポーツを愛し、特定非営利活動法人グラミーゴ奈良三笠を応援する個人及び法人の組織とする。会員は、特定非営利活動法人グラミーゴ奈良三笠が行う以下の事業に対して支援することを目的とする。

- スポーツ施設の充実 ●地域シンボルチームの育成 ●トップアスリートの育成
- スポーツに関わる人材育成 ●スポーツイベントの開催など

第3条〔会員〕

会員は本規約を承認のうえ、所定の申込手続きを経て、所定の会費を納めたものとする。

第4条〔有効期間及び更新〕

(1)会費について

- ・個人・家族会員（サポーターズ会員） 1口 6,000 円 /年
- ・団体・企業会員（スポンサー会員） 1口 10,000 円 /年
- ・店舗型会員（店舗型会員） 無料

(2)有効期間について

- 契約締結日から1年間とする。（4月～翌年3月）
- 当該会員からの退会申請がない限り、新たに1年間自動更新されることになる。

第5条〔会員資格の失効〕

有効期間内であっても、会員が次のいずれかに該当した場合、当クラブは当該会員の資格を失効させることができます。ただし、この場合、支払済みの会費等については、当クラブは当該会員に対して返還の義務を一切負わないものとする。

- 当該会員が本規約に違反した場合
- 当該会員の入会申込書の記載内容に重大な虚偽があった場合
- 当該会員の社会的信用が著しく低下した場合
- その他、当クラブが当該会員を会員として不適格と判断した場合

第6条〔会員名称・会員特典〕

【個人会員】

- (1) サポーターズ会員は当クラブが開催するイベントに無料で参加できる。
- (2) サポーターズ会員は当クラブが提携する企業のサービスを受けられる。
- (3) 会員カードを発行する。（4月～翌年3月までを有効期限とする）

	会員区分	料金	特典
1	個人・家族会員 (サポーターズ会員)	6,000円	提携店舗での優待+Gramigo トートバック贈呈

【団体・企業会員】

- (1) スポンサー会員は当クラブが設定する各種特典について、当クラブが指定する方法により受けることができる。
- (2) 各種特典について、追加、変更が生じた場合は、当クラブ所定の方法で会員に通知するものとします。

	会員区分	口数	特典
1	ブロンズ スポンサー会員	1口以上	ホームページへの貴社名記載+ペナントの設置 +法人チラシ掲載+個人会員特典
2	シルバー スポンサー会員	3口以上	①+Facebook 紹介(PR活動)
3	ゴールド スポンサー会員	7口以上	①+②+スタッフウェアパートナー

【店舗型会員】

- (1) 当クラブと提携し、サポーターズ会員にサービス提供する。

	会員区分	料金	特典
1	店舗型会員	無料	サポーターズ会員に優待サービスを提供

第7条〔届け出事項の変更〕

- (1) 会員の名称、住所、電話番号などに変更があった場合、当該会員は、当クラブ所定の方法で速やかに届け出るものとします。
- (2) 前項に該当する届け出がないため、またはその届け出内容が不十分であるため、当クラブからの通知または、その他の送付物が延着または未着となった場合は、当クラブは当該送付物が通常到着すべき時に会員に到着したものと判断し、当該送付物の延着、または未着について、その責を負わないものとします。

第8条〔退会〕

- (1) 会員は有効期間内でも、本規約を解除し退会することができます。この場合会員は、当クラブ所定の方法により、退会を届け出るものとします。ただし、この場合、支払済みの年会費等について、当クラブは当該会員に対して返還の義務を一切負わないものとし、また、当該会員は特典も失効するものとする。
- (2) 有効期間終了とともに退会する場合は、前項に準じた届け出を行うものとします。

第9条〔その他〕

- (1) 会員には、当クラブの資産などについての権利、請求権は一切ない。また、議決権もないものとする。

第10条〔規約の改正〕

- (1) 本規約の追加または変更がある場合は、当クラブは改正された規約を施行する前に、当クラブ所定の方法により会員宛に通知するものとする。
- (2) 本規約の改正について当クラブからその内容を通知した後に、会員がその権利を行使した場合は、改正事項を了承したものとみなす。

付則

- 1 本規約は、平成29年6月1日より施行する。
- 1 本規約は、令和2年9月1日より施行する。